

請願文書表 令和5年10月盛岡市議会定例会（令和5年10月13日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
6	R 5.10.6	mRNAワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願	(紹介議員) 豊村徹也	教育福祉常任委員会
7	R 5.10.6	インフォームド・コンセント理解増進条例等の制定を市に求める請願	(紹介議員) 豊村徹也	教育福祉常任委員会
8	R 5.10.6	新型コロナワクチンの乳幼児及び小児接種における慎重な対応を求める意見書提出の請願	(紹介議員) 豊村徹也	教育福祉常任委員会
9	R 5.10.6	学校給食に関する請願	(紹介議員) 神部伸也 中村亨 繩手豊子 佐藤尚弘	教育福祉常任委員会
10	R 5.10.6	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願	(紹介議員) 千葉伸行 神部伸也 豊村徹也 ほか1名	教育福祉常任委員会

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
11	R 5. 10. 6	児童、生徒及び保護者に向けたマスク着用の影響についての情報の周知徹底を求める請願	[REDACTED] ほか1名 (紹介議員) 千葉伸行 寺長根 浩	教育福祉常任委員会
12	R 5. 10. 6	小中学校の完全給食の実施と学校給食の無償化を求める請願	[REDACTED] (紹介議員) 千葉伸行 兼平孝信 神部伸也 中村亨 太田隆司	教育福祉常任委員会
13	R 5. 10. 6	難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願	[REDACTED] ほか2名 (紹介議員) 神部伸也 中村亨 縄手豊子	教育福祉常任委員会

# 請願第 6 時

盛岡市議会議長様



令和 5 年 10 月 6 日

紹介議員

住所

氏名

連絡先

豊 村 繁也

## mRNA ワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願

### 請願 趣旨

- 1 新型コロナ感染対策として、現在推奨されている mRNA ワクチン（以下、ワクチンと表記）について、本来接種者に集計すべき人数を未接種者に集計していた統計方法を適正化し再集計した結果、ワクチン接種に感染予防効果がないばかりか、接種者の方が感染しやすい事実が 2022 年 5 月 11 日の厚労省専門家会議「新型コロナウィルス感染症対策アドバイザリーボード」で明らかになった。
- 2 岩手県の統計資料によれば、岩手県内の陽性者の 8 割がワクチン接種者である。
- 3 高齢者や基礎疾患のある方、妊婦などのハイリスク群に関して、特例承認時の国内治験において、二重盲検はおろか治験そのものが行われていないことに加え、交互接種の有効性および安全性について、製薬会社が検証していないにも関わらず、行政は推奨している。
- 4 当初期待された感染予防効果がないことが明らかになった現在、重症化予防を目的として、国内治験時と異なる変異株に対して、ワクチン接種を推奨している。
- 5 しかし、大阪府（人口 878 万人）の統計によると大部分の世代で有意差は 0~0.2%（重症者の実数は、世代別で 0 人～最大 14 人）であり、重症化の有無がワクチン接種に起因しているかの根拠は実証されていない（第 76 回大阪府新型コロナウィルス対策本部会議資料）。
- 6 上記のような実態に加え、心筋炎や脳血栓、ADE、抗原原罪に代表される重大な副反応の発現率について、従来型ワクチンと比較にならない高さであることを知らない市民が接種を希望する際、接種する医師によって提供する情報に差が生じた結果、適正かつ十分なインフォームド・コンセントが実施されていれば接種を希望しない市民に対し、情報提供が不十分であれば、本意に反して医療従事者に接種同意を与えてしまう可能性が否定できない。
- 7 加えて、7 回目接種を推奨しているワクチンは、添付文書によると従来ワクチンと同様に日本人への治験は行われていないだけでなく、動物実験のみで、人間に治験されていない。
- 8 盛岡市として、インフォームド・コンセントのガイドラインが策定されていない以上、接種する医療従事者は常に希望者から、インフォームド・コンセント違反の訴訟リスクなし保健所による違反摘発のリスクを回避できない。

上記を踏まえて、以下の通り、市民と医療従事者の保護の観点から、ワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定を請願します。

### 請願 事項

- 1 市民の健康を最優先したインフォームド・コンセントのガイドラインを策定すること
- 2 策定にあたって、市民に周知徹底し、違反した場合の行政処分を明文化すること。
- 3 医療の専門家ではない市民の保護を最優先し、医療従事者の過失、重過失、説明責任の不履行によって市民の健康が損なわれることがないように周知徹底監督すること。
- 4 策定にあたって、特に未成年、高齢者、基礎疾患のある方、妊婦およびその家族に対する、インフォームド・コンセントの基準を厳格化し、医療情報弱者の保護をはかること。

請願第 7 号



令和5年10月6日

盛岡市議會議長 様

紹介議員

住所

氏名

連絡先

豊村徹也

## インフォームド・コンセント理解増進条例等の制定を市に求める請願

### 請願 趣旨

医療現場において、医療従事者に実施を求められているインフォームド・コンセントについて、受益者である市民が十分に理解しているとは言えません。

理由として考えられる事柄の一部は以下のとおりです。

- (1) 医療知識の不足：医療従事者以外の一般の市民は、医療に関する知識が不十分であることが多く、医療用語や専門用語などの理解が難しいことや、医療に関する情報を適切に解釈したりすることができないことがあるため、インフォームド・コンセントの重要性や必要性の理解が難しい場合が少なくありません。また、年齢・学歴によっても知識は相違します。
- (2) コミュニケーションの問題：医療従事者は、患者とのコミュニケーションにおいて、適切な説明や情報提供、質問への返答など、患者が理解できるようなコミュニケーションを行える訓練を受けています。しかし、一般の市民は、このようなスキルを訓練されていないため、適切なコミュニケーションが行えないことで、治療ごとに異なるインフォームド・コンセントの適正性の判断が困難です。また、患者は立場が弱く、意思伝達が困難です。
- (3) 学習意欲の低さ：一般の市民にとって、医療に関する情報を学ぶことは、それほど意欲のあるものではない可能性があります。医療情報を学ぶには、時間と努力が必要であり、また、医療（医療行為、医薬品、検査の評価など）に関する関心が低い場合は、学ぶ意欲が低下してしまい、結果的にインフォームド・コンセントへの理解が進まない傾向にあります。
- (4) 信頼の問題：一般の市民にとって、医療従事者は、権威的であると同時に、信頼性が高い存在であることが多く、その言葉に対しては、疑いを持たずに信じ込んでしまう傾向があるため、自分自身で医療情報を調べたり、説明の正否に関して疑問を持ったりすることが少ないと考えられます。

以上により、インフォームド・コンセントの理解不足による不利益を被る対象は、医療サービスを受ける全市民であり、一部の少数者を除き、理解増進対策は公共性が極めて高い政策だと言えます。また、インフォームド・コンセントへの理解が乏しければ、受益者側の自己決定権を侵害する観点から、本来認められていないインフォームド・コンセント未実施の臨床実態について、当事者ですら気づかない状況にあると言えます。

よって、医療の受益者である市民が本来実施されるべきインフォームド・コンセントに対する無知、無理解に起因する権利侵害を防ぐため、以下の項目について請願します。

### 請願 事項

市は、インフォームド・コンセント理解増進条例制定等（規則含む）を制定すること。

請願第 8 号



令和 5 年 10 月 6 日

盛岡市議會議長 植木 徳也

紹介議員

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

### 新型コロナワクチンの乳幼児及び小児接種における慎重な対応を求める意見書提出の請願

#### 請願 趣旨

新型コロナウイルス感染症はウイルス変異を繰り返し弱毒化の傾向も見られ、重症化するケースが減少していることから、令和 5 年 5 月 8 日に新型インフルエンザ等感染症（2 類相当）から 5 類感染症に位置付けが変更となった。

一方、新型コロナウイルスワクチン接種による後遺症を訴える患者は日々増加しているが、その因果関係を不明と判断されるなど多くの国民が苦しんでいる現状がある。

このような状況の中、厚生労働省は新型コロナウイルスワクチンの乳幼児及び小児接種のうち基礎疾患を有する者に推奨し、対象年齢は生後 6 か月以上としたことに懸念が拭えない。

そもそも治験中で中長期的な副反応も確認されていない新型コロナウイルスワクチンを、感染しても極めてリスクの低い子どもに接種する理由はどこにあるのか疑問であり、保護者が適切に判断することができるよう十分な情報提供を行うべきである。

よって、国においては、子どもの健康と生命を守るために、次の事項について、地方自治法第 99 条の規定による意見書を国に対し提出するよう請願する。

#### 請願 事項

- 1 子どもへのワクチン接種は強制、義務ではないこと、また、本人及び保護者が正しい情報を取得した上で判断できるよう十分に周知すること。
- 2 厚生労働省のホームページで公表されている副反応疑いについて、保護者が十分に理解できるよう、広報などを使って情報提供を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種前に問診票を用いて、上記の情報提供内容を理解しているか、保護者に対して確認すること。

# 学校給食に関する請願

## 紹介議員

神部 伸也  
中村 真  
繩子 豊子  
佐藤 向弘

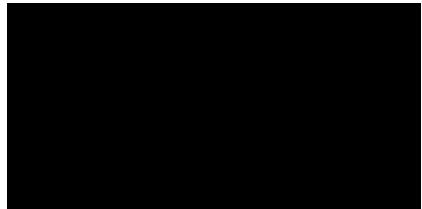
請願第 9 号



2023年10月6日

盛岡市議会

議長 遠藤 政幸 様



## 学校給食に関する請願

### 【請願趣旨】

長引くコロナウイルスの流行、食料品や光熱費など異常な物価高騰などで先行きが見通しづらくなる中、子育て世帯にとって給食費の負担は小さくありません。労働者の実質賃金は上がらず、年間4~5万円あまりもの学校給食費の負担は家計に重くのしかかっています。

日本国憲法には「義務教育はこれを無償とする」（第26条）と明記されています。

国は「骨太の方針2023」で、「学校給食無償化の課題整理等を行う」としています。

県内でも10市町村が無償化を始めるなど、学校給食無償化は全国に広がっています。

学校給食は栄養や食材への理解、農業や漁業の役割、日本や地域の文化などを身に着ける絶好の機会であり、まさに教育の一部として当然無料にすべきです。

このように教育の一環として大きな意義のある給食ですが、いまだに完全給食が実施されていない中学校が市内に10校あり、早急に対処すべき課題です。

未来を担う子どもたちの心身の健やかな成長のためにも下記の通り要望いたします。

### 【請願事項】

1. 市立小学校の給食費はただちに無償化してください。
2. すべての市立中学校で早急に完全給食を実施するとともに、給食費については無償化してください。

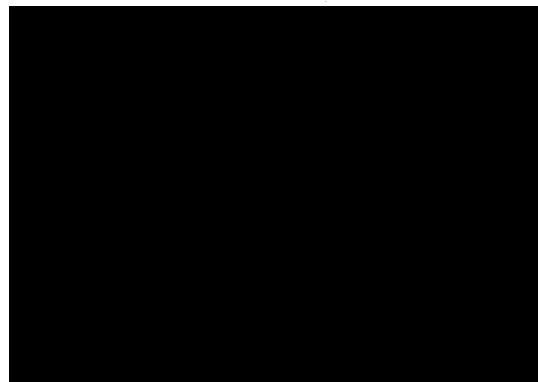
令和5年10月6日

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための  
経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願書

盛岡市議会議長  
遠藤 政幸 様

請願団体  
同 住所  
代表者氏名

請願団体  
同 住所  
代表者氏名



紹介議員

豊村 織也  
千葉 伸行  
神部 伸也

請願第 10 号

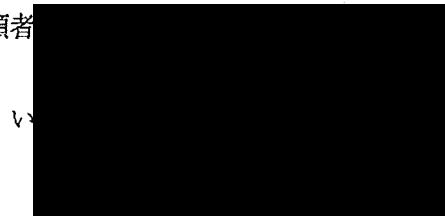


令和5年 10月 6日

盛岡市議会議長

遠藤 政幸 様

請願者



不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための  
経済的支援制度の確立を国へ求める意見書提出の請願書

請願の趣旨

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と8年連続で増加しており、岩手県内でも約2,270人が不登校と、依然高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策を強く求める。

上記を踏まえて、以下の通り不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を国へ求める意見書の提出を請願する。

請願事項

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。

令和5年10月6日

児童、生徒及び保護者に向けたマスク着用の影響についての  
情報の周知徹底を求める請願

盛岡市議会議長  
遠藤 政幸 様

請願団体

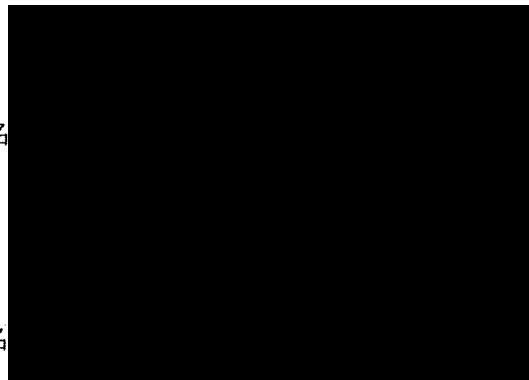
同 住所

代表者氏名

請願団体

同 住所

代表者氏名



紹介議員

千葉伸行

寺長根謙

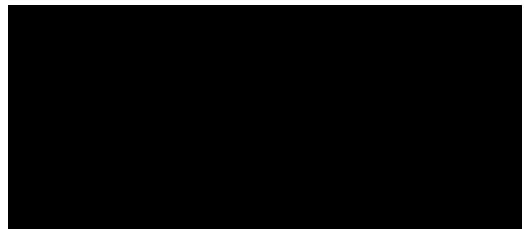
請願第 11 号



令和5年10月6日

盛岡市議会議長

遠藤 政幸 様



## 児童、生徒及び保護者に向けたマスク着用の影響についての情報の周知徹底を求める請願

### 請願 要旨

令和5年3月に盛岡市議会において「マスク社会が与える子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願」が採択されました。また、それを受け令和5年6月14日付けで「健康な子どもたち及び教育現場におけるマスク着脱についての要望」を、当会及び賛同団体によって盛岡市及び盛岡市教育委員会に提出しました。その後の経過を見ると、教育現場において健康な人が不必要と思われるマスクを着用することについては幾分改善が見られています。ひとえに盛岡市議会の御理解と御協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

しかしながら市内の小学校の高学年、中学校におけるマスクの着用率は、この夏の猛暑下においても依然として高く、心身に重大な健康被害を受けかねない状況が改善されているとは言い難いと考えます。また、学校によってマスク着脱への対応にも差があると感じます。盛岡市及び盛岡市教育委員会の情報の周知は「広報もりおか」やホームページ上の対応にとどまっており、実態として関心がある市民以外には情報が届きにくい状況になっている事が否定できないと考えます。

令和5年3月13日、厚生労働省から、マスク着用は個人の主体的判断を尊重し、個人判断が基本との指針が出ています。一方で、3年もの間一律にマスク着用を推奨・注意喚起してきた子供たちは、もうすでに自分の判断でマスク着用の有無を決定できない心理状態に置かれていると危惧されます。また、子供たちにおいてその意思決定は保護者の判断に委ねられることが多く、まずは保護者に情報の周知を徹底すべきであると考えることから、下記の事項について請願します。

### 請願 事項

- 1 マスク着用の心身へのメリット・デメリットが理解できるような情報の周知を、教育機関において児童、生徒及び保護者に徹底して行うこと。

以上

小中学校の完全給食の実施と学校給食の無償化を求める請願

(紹介議員氏名)

千葉 伸行

兼平 孝信

神部 伸也

中村 亨

大田 隆司

請願第 12 号



**【請願の趣旨】**

1. 盛岡市立小中学校の学校給食の施設整備を進め、完全給食を早急に実現し、給食における格差を解消すること。
2. 盛岡市立小中学校の学校給食の課題を払拭し早期に無償化を実施すること。

**【請願の理由】**

1. 盛岡市の学校給食は、平成31年4月に改定された盛岡市学校給食基本方針において「全ての盛岡市立小中学校において、完全給食を実施する。」との方向性が示され、全ての市立小中学校において「全員に同じ給食が提供される方式」を実施するため、第二次学校給食施設整備実施計画に基づき、新たな給食センターの整備に取り組まれていると思いますが、計画通りに進んでいない状況です。また、基本方針が改訂された背景には、現行の選択制給食を見直し、主食・副食・牛乳の完全給食実施を求める保護者からの声を端緒とした、「盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議」が平成30年6月盛岡市議会定例会において可決されたことが起点となっており、完全給食の実施による受益の不公平是正のためにも、実施計画の一日も早い完遂を願うものです。
2. 本年6月、国のことども未来戦略方針により、給食費の無償化の実現に向けた実態調査を行うことが示され、また、多くの自治体が独自に給食費の無償化を進めるなど、本市においても給食費の無償化により、子育て世帯の経済的な負担軽減策の実施を強く望む声が高まっております。しかしながら、給食費の無償化には、給食提供の有無や、公立校と私立校の対応など公平感の確保に様々な課題があります。昨今の物価上昇やガソリンや電力などのエネルギー価格の高騰により家計が圧迫されている現状を踏まえ、早期に課題を払拭し給食費の無償化が実施されることを強く求めるものです。

令和5年10月6日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

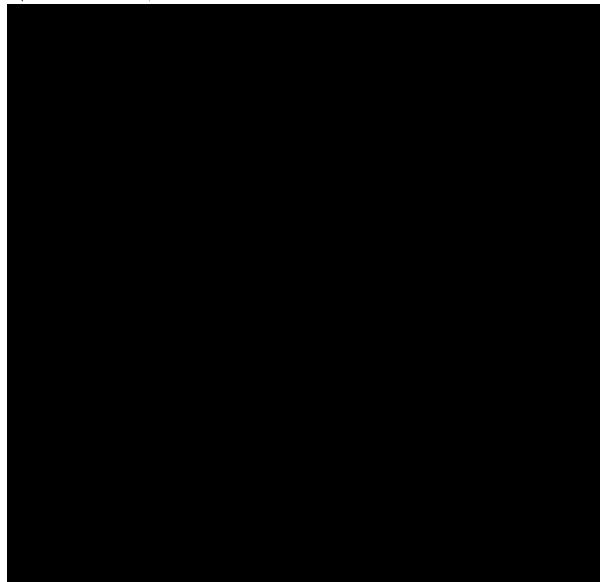
請願者

住 所 :

氏 名 :

2023年10月6日

盛岡市議会  
議長 遠藤 政幸 様



紹介議員

神部 伸也

伊 村 宜

繩 手 豊 子

請願第 13 時



## 難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願

### 【請願の趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにして日常生活を快適に過ごすことができるように補完するのが補聴

器です。

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。わが国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人(14.4%)と極端に低くなっています。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円～50万円と高額のため、日常生活に不便をおぼえつつも利用が困難となっている状況です。

欧州諸国が補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して手厚い公的補助をしていますが、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応(障がい者手帳保持で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者)であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が求められています。

全国では、難聴者の補聴器購入に対する補助制度を独自事業として実施している自治体が増えています。県内でも大船渡、遠野市、九戸村、久慈市、釜石市、陸前高田市で独自の補助事業を行っています。

以上のことから下記事項を実現されるよう請願します。

(請願項目)

1. 難聴者の補聴器購入に係わる盛岡市独自の補助・支援事業を実施すること。
2. 「難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう国に対する意見を提出すること。

## 難聴と補聴器について

### 1 難聴者の実態について

難聴者の人口は、一般社団法人補聴器工業会の推計では全国で1,430万人（人口比11.4%）となっています。WHO（世界保健機構）の算定値（人口比5%）によれば、全国で約600万人と推定されますが、実際は2000万人（人口比16.6%）に及ぶのではないかとみられています。したがって、盛岡市では、約15,000人（人口比5%）から50,000人（人口比16.6%）もの難聴者がいることとなります。なかでも、65歳～74歳の高齢者の2割～4割、75歳以上の高齢者のおよそ半数は加齢性の難聴と推定されており、高齢化が進むなか、今後さらに増えていくことは確実です。

盛岡市の65歳～74歳以上の高齢者でみると、2021年9月末日現在の人口は39,977人となっています。このうちの2割であれば7,995人、3割であれば11,993人、4割であればもの15,990人が加齢性難聴者と推定されます。同じく、75歳以上の人口は40,695人であり5割となれば20,347人となります。つまり、盛岡市内の高齢者28,342人～36,337人が加齢性難聴者と推定されます。

### 2 難聴と認知症

- ① 近年の研究で、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になると、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、認知症の発生に影響するという報告や、難聴により他者とのコミュニケーションや社会活動が減る懼れがあり、これが認知症の発症を進める要因になるという指摘もあります。
- ② 2015年に、認知症対策を重点課題とした国家戦略である「新オレンジプラン」が策定され、「難聴」が認知症の危険因子の一つに位置付けられています。
- ③ 2017年国際アルツハイマー病会議で、認知症の最大危険因子が難聴であると発表されました。また、認知症の修正可能な9つのリスクの要因の一つに難聴があげられました。
- ④ 認知症の人の80%～90%が難聴を患っているし、認知症の人に難聴があると認知症の進行は早くなると言われています。

### 3 難聴による日常生活への影響

- ① 65歳～74歳の2割～4割、75歳以上の半数が難聴で悩まされています。
- ② 難聴は、本人だけの問題ではなく、家族や周囲とのコミュニケーションに大きな支障をきたしています。家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、引きこもりなりがちです。
- ③ 相手の話が聞きにくくなると話を聞き返すことが多くなります。そうすると、次第に会話が減り、家族や社会から孤立してしまい認知症を作りやすくしてしまいます。
- ④ 意外と多いのは認知症と難聴の混同です。声をかけても返事が返ってこない。会話の中身を理解していないなどの理由から認知症が疑われましたが、実は難聴だったという事例もあります。

## ⑤ 当事者の訴えと相手方からの訴え

### ア 当事者の訴え

- ・電話をかけると相手の声が聞こえなくて言っているのが分からない。電話をするのが嫌になった。
- ・聞き間違いで相手の話を誤解してしまう。誤解したくないので話をしたくない。

### イ 相手方からの訴え

- ・はい、とか分かったというので、それを前提に物事を進めていたが、いざその時になると、実は全く分かっていなかつたし、誤解していたことがあった。難聴者は聞こえていないのに聞こえたふりをする。

## ⑥ 2011年米国サニーダウンステート医療センターの研究によると、内耳が弱って難聴になっている人は、同時に、平衡感覚も衰えてしまし転倒しやすくなる。年を重ねての骨折は寝たきりの原因にもなり、それをきっかけに要介護状態に陥るケースが多いということが指摘されました。

## 4 難聴と補聴器

- ① 難聴の改善のためには、補聴器を軽度～中等度のできるだけ早いうちから使うのが効果的だと言われています。
- ② WHOでは、41デシベル（基本的には聞こえるが、だけどかなり聞きづらい状態）からの中等度の人から補聴器の装着を奨励しています。そのレベルを放っとくと更に難聴がひどくなるので、この段階で補聴器を付けた方が音の認識が保てるとの意見です。

## 5 補聴器の装着状況

- ① 日本では、欧米諸国に比べ補聴器の普及が進んでおりません。難聴者のごく一部しか補聴器を使っていない現状にあります。日本補聴器工業会の資料によると、人口当たりの補聴器の使用率は、日本 14% (210万人)、イギリス 48%、フランス 41%、ドイツ 37%、アメリカ 30%となっています。

### ② 日本補聴器工業会調べ

#### ア 補聴器所有率

75歳以上	41.6%
65歳以上	18.0%
全体	13.5%

#### イ 装着効果

補聴器所有の者の 84% が補聴器の使用により生活の質 (QOL) が何かしら改善したと回答

#### ウ 補聴器の値段

耳穴オーダーメイド	10万～37万
耳掛け型	7万～31万
ポケット型	3万～8万

エ 2019年に出荷された補聴器は約 61万台。売上高約 900億。1台平均 15万円。15万～20万円台の補聴器が売り筋。新モデルは、20万～60万。

## 6 補聴器装着に係る日本と欧米の違い

- ① 欧米では難聴を「医療」の分野とし、補聴器は中等程度の難聴（41 デシベル以上。基本的には聞こえるが、だけどかなり聞きづらい状態）から公的給付の対象となります。
- ② 日本では「障がい」の分野で補助していますが、重度の難聴（70 デシベル以上）にならないと身体障害者手帳の対象にならず、公的給付を受けることはできません。70 デシベルとは、耳元で大きな声で話すレベルです。40 センチ以内で話さないと会話が理解できないほどのものです。つまり相当重度でないと、補聴器購入に公的な支援が受けることができないのが現状です。
- ③ 厳しすぎる日本の公的給付の基準を、大幅に緩和することが求められています。公的な補助があるかないかが、補聴器を利用できるかの明暗を分けていることは明らかです

## 7 補聴器の価格

- ① 補聴器装着者が少ないもう一つの理由は、補聴器の価格が高い、高すぎるということです。片耳の補聴器の平均は 15 万円ですが、専門家の話では、補聴器とは大変な精密機械であり、人それぞれの聞こえに合わせるにはやっぱり 30 万以上のものではないと人に合わせた微調整ができないと話しています。
- ② 補聴器は他の補装具と比べてもかなりの高額です。収入が少なくなしていく高齢者や年金生活者にとってはかなりの負担です。このため、もうあきらめてしまい、全く耳が聞こえない、あるいは、ほとんど聞こえないまま毎日を過ごされている方もおられます。
- ③ 補聴器を購入したものの使わなくなったという人も結構多い状態です。使いやすく違和感がないものはさらに高額で、簡単には買い換えられません。補聴器は精密機械であることから徐々に劣化し、耐用年数は 5 年とされています。何度も購入できるほど生活の余裕はありません。

## 8 改善の方向

- ① 一人ひとりにあった補聴器を利用する仕組みも、磁気ループ（ヒアリングループ）などの集団補聴設備の普及も、欧米諸国に比べて大きく立ち遅れています。
- ② 加齢に伴う聴力の低下はゆっくりと進行し、視力の低下と比べて自覚しにくく、気づくのが遅れがちです。聴力検査を受ける機会が少ないことも、気づきにくい原因の一つです。本当に聞こえが悪くなってからは、補聴器をうまく使いこなしません。早期発見、早期対応すればコミュニケーションがとれて、人生をそのまま継続できます。補聴器を早めに装着すれば孤立化を防ぎ、認知症予防になり、医療費削減にもつながります。高齢者の特定健康診査や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れることが必要です。
- ③ 岩手県では、身体障害者手帳が該当とならない軽・中等程度の子ども（18 歳未満）のために補聴器購入制度を、独自事業として実施しています。この制度を 18 歳以上にも拡大することが望まれます。
- ④ 身体障害者手帳は、両耳 70 デシベル以上が対象となっていますが、この認定基準を緩和することが必要です。
- ⑤ 日本での補聴器給付は「障がい」の範疇となっていますが、欧米諸国のように、医療保険による給付という考え方への転換が望まれます。

岩手県内における加齢性難聴者の補聴器購入に対する  
公的支援制度の創設を求める請願採択の状況

資料 2

補助事業実施	大船渡市、遠野市、九戸村、久慈市、陸前高田市 釜石市
国への意見書採択	岩手県（令和3年10月13日） 大槌町（令和3年3月） 釜石市（令和3年9月10日） 花巻市（令和3年12月14日） 滝沢市（令和4年2月7日） 岩手町（令和4年3月16日） 陸前高田市（令和4年3月18日） 八幡平市（令和4年6月15日） 矢巾町（令和4年9月21日） 紫波町（令和5年3月24日）
請願趣旨採択	北上市（令和4年6月15日） 零石町（令和4年6月13日）